

日向市女性活躍推進アドバイザー派遣事業 【一般事業主行動計画とは？】

一般事業主行動計画とは？

事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法に基づき、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

従業員が 101 人以上の事業所には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。従業員が 100 人以下の事業所は努力義務です。

女性活躍推進法（女活法）とは？

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために平成 27 年につくられた、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律です（次世代法と同じく 10 年間の時限立法）。えるぼし認定の取得を目指すことができます。

次世代育成支援対策推進法（次世代法）とは？

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年から 10 年間かけて集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられた法律です（平成 26 年改正により平成 37（令和 7）年 3 月 31 日まで延長）。くるみん認定の取得を目指すことができます。

一体型（女活法・次世代法）の行動計画も策定できます！

一体型の行動計画を策定することにより、えるぼし認定・くるみん認定の両方の取得を目指すことができます。

＜＜行動計画策定の流れ＞＞

- ステップ 1：自社の現状や従業員のニーズを把握しましょう
- ステップ 2：ステップ 1 を踏まえて行動計画を策定しましょう
- ステップ 3：行動計画を公表し、従業員への周知を図りましょう
- ステップ 4：行動計画を策定した旨を宮崎労働局雇用環境・均等室へ届けましょう
- ステップ 5：行動計画を実施しましょう

※詳細は、こちらからご覧ください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

(女性活躍推進法)

<https://onl.la/NcJwdVb> (次世代育成支援対策推進法)